

保 発 0328 第 20 号

平成 30 年 3 月 28 日

各 都道府県知事 殿

公益社団法人国民健康保険中央会会長 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

平成 30 年度国民健康保険制度関係業務事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「平成 30 年度国民健康保険制度関係業務事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いしたい。

(別紙)

## 平成 30 年度国民健康保険制度関係業務事業実施要綱

### 1. 目的

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の成立に伴い、平成 30 年度から都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の運営を行う制度改正が実施されることから、都道府県及び市町村における国民健康保険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システム（以下「国保標準事務処理システム」という。）を構築したところである。

平成 30 年度においては、国保標準事務処理システムへの機能追加や同システムの運用を円滑に行うとともに、後述の 3 (1)③に規定する「市町村事務処理標準システム」の導入推進体制の構築及び都道府県による給付点検の実施に伴い必要となる国民健康保険制度関係業務事業を推進し、国民健康保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

### 2. 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）とする。

### 3. 国保標準事務処理システムに係る事業

(1) 国保標準事務処理システムを構成する次の 3 つのシステムを対象とする。

① 国保事業費納付金等算定標準システム

財政運営の責任主体である都道府県が行う国保事業費納付金等の算定や財政安定化基金の管理等を支援するための電算処理システム。

② 国保情報集約システム

市町村が行う資格管理及び給付事務のうち都道府県単位で一元的に管理が必要な資格取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理し、市町村間における情報連携等を支援するための電算処理システム。

③ 市町村事務処理標準システム

住民に身近な事務として市町村が行う資格管理や保険料の賦課・徴収等の標準的な事務処理を支援するための電算処理システム。

(2) 都道府県及び中央会はそれぞれ次の事業を行うこととする。

① 都道府県事業

別途通知する市町村事務処理標準システムの導入推進体制を構築する場合には、都道府県事業とする。

② 中央会事業

国保事業費納付金等算定標準システム、国保情報集約システム及び市町村事務処理標準システムへの機能追加や、同システムの運用及び業務支援を行う。

4. 都道府県による給付点検の実施に係るシステム改修事業

中央会は、都道府県による給付点検の実施に係る国保総合システム等への機能追加を行う。

5. 経費の負担

本事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で補助を行うものとし、詳細については別途通知する。

5. その他

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとする。